

平成 27 年 4 月 28 日

小城市長 江里口 秀次 様

第 2 次小城市総合計画基本構想について（答申）

小城市総合計画審議会

会 長 吉岡 剛彦



小城市総合計画審議会条例第 2 条の規定により、平成 26 年 9 月 29 日付け小企第 142 号をもって諮問された第 2 次小城市総合計画について、本審議会では慎重に調査し、審議を重ねた結果、以下のとおり第 2 次小城市総合計画の基本構想を答申します。

（1）はじめに一審議経過について

ここに、「第 2 次小城市総合計画」の「基本構想」を答申するに当たり、総合計画審議会における主な討議内容についてご報告を申し上げます。

今次（第 2 次）の総合計画については、世代や職種などもさまざまである多くの市民代表が集まった「市民会議」において素案が作成され、それを本審議会において改めて検討・議論に付するというボトムアップ型の策定方法を採用していることが最大の特徴であります。

市民参加の「市民会議」は、昨年（平成 26 年）9 月から 12 月まで毎月 1 回ずつのペースで計 4 回、開催されました。少人数のグループに分かれ、それぞれのテーマについて意見を交わし合うワールドカフェ方式／グループワーク方式などで議論が重ねられ、最終的に「目指す将来像」ならびに「10 の政策スローガン」の原案がまとめられました。議論の過程では、市職員のみなさんも市民代表にまじって話し合うなかで、市民の方々から「ふだんなかなか接点のない市職員と話ができ、その仕事ぶりや苦労話を聞いたことで、市職員や市役所を身近に感じることもできた」という声も聞かれた、と伺っています。この「市民会議」から本審議会に届けられた原案は、まさしく多くの市民のみなさんの、小城市に対する思いや願いを凝縮したものであることがありありと感じ取られました。この原案に込められた「市民会議」の熱意を大切に活かして答申につなげなければならないという使命感と緊張感から、審議会の委員一同しばし肅然としたものでした。

本審議会自体は、昨年 9 月に初会合を開いて職務内容や審議日程について確認したの

ち、上記「市民会議」から原案が示されるのを待って、本年（平成 27 年）2 月から 3 月にかけて本格的かつ集中的に審議を行ないました。このたびの「基本構想」（目指す将来像および 10 の政策スローガン）を討議するに際して、審議会では、まずは「市民会議」の原案を尊重することを基軸としつつ、委員相互が、総合的かつ多角的な視点から慎重に吟味するなかで適宜に必要な加筆修正を行なうことを申し合わせました。かくして行なわれた本審議会の討議もまた、時に議論百出の様相を帯びて白熱しました。委員各自が、この先 10 年の小城市の在り方を展望するべく想像力をフル稼働させ、小城市の将来に「希望」を灯そうとする熱心かつ真摯な議論を重ねたものと自負いたします。以下では、その議論の一端をご報告いたします。

（2）10 の「政策スローガン」について

本審議会では、まず 10 個に分かたれた各政策分野において目指されるべき理想像を表わす「政策スローガン」から検討に取りかかりました。

政策 1 住環境

はじめに、政策 1「住環境」については「住みたい！と思う笑顔が集まるキレイなまち」と致しました。市民会議から示された原案は「絶対！住みたいと思う笑顔が集まり住民が主役になるキレイな小城市」でした。審議会においては、この「住環境」を、10 の政策分野のうちでも、市民生活におけるもっとも基礎的な項目と考え、特に多くの時間をかけて協議いたしました。とりわけ「絶対！」という感嘆符付きの強調表現をめぐって、侃々諤々の激論が闘わされました。「絶対という強すぎる文言を用いたうえに、いわゆる“びっくりマーク”まで付するというのは、行政の発する文書としてふさわしくないのではないか」「いや、この『絶対！』にこそ、市民会議に参加した人たちの『みんなが住みよい／住みたいと感じる街にしたい』との気持ちがはっきり示されている」などなど種々の意見が交わされましたが、最終的には、あまりに強意的にすぎる「絶対」の文言を外し、その代わり、端的に一言「住みたい！」と記して感嘆符を残すことで、むしろ市民会議の原案の意図を明確に言表できるものと判断いたしました。また、審議の過程では「笑顔」が、総合計画全体を貫くキーワードとして重視されるべきであることも確認されました。第 1 次総合計画にあっても「薫風新都」というスローガンに「みんなでつくる・笑顔あふれる小城市」という副題が添えられています。なお、「キレイな」には、下水道普及率 100%、廃棄物の減量化、リサイクルの促進など、衛生的で持続可能な居住環境を目指すべきであるとの意図が込められています。

政策 2 交通

つぎに、政策 2「交通」については「安心してみんなが行き交うまち」と致しました。市民会議から示されたのは「みんなが安心して行き交うまち」であり、この原案をほぼ

そのまま採用しました。小城市は、佐賀県の中央部に位置し、県内各地を東西南北にむすぶ交通の要衝です。そのため、道路網の整備もずいぶんと進んでいるように見受けられます。道路整備の充実ぶりは、総合計画に先立って実施された「市民アンケート調査」において、生活環境で満足しているところは何かという設問に対し、回答の1位に「日常生活に利用する生活道路網の整備」が、2位に「地域外との行き来が便利になるような幹線道路網の整備」が挙げられていることからもうかがい知られるところです。ところが、その反面、同じ「市民アンケート調査」では、反対に生活環境で不満があるところは何かという設問に対して、3位に「公共交通の充実（鉄道・バス路線の整備・便数の増加など）」が挙げられているほか、日常生活で暮らしにくいと感じるところは何かという設問に対して、2位に「道路事情や、交通の便が悪い」が挙げられています。たとえば、住まいが幹線道路に近い／遠い（つながっている／つながっていない）といった個別の状況によって、不便・不満を感じる市民が存在している点は、ぜひ今後の道路整備において考慮されたく存じます。また、市民会議ならびに本審議会としては、人びとや乗り物が行き来する交通の在り方が「安心して」行なえるものであるべきだ、という点も強く訴えておきたいと思います。自家用車を所有して運転できる人たちばかりにとどまらず、列車やバスといった公共交通機関を日々利用している（利用せざるをえない）人たちの利便性や、子どもたちが学校などへ通っていく通学路の安全性など、いわゆる「交通弱者」が「安心して」移動できる環境整備にも、十分な配慮を求めます。

政策3 自然・歴史・文化

つづいて、政策3「自然・歴史・文化」については「歴史、文化と歩んでいく自然豊かなまち」と致しました。市民会議からは「歴史・文化・自然を再発見し、未来へ引き継ぐ財産を創造するまち」などの原案が示されておりました。本市は、小城鍋島藩の城下町であったころの名跡など、古くは縄文時代にまでさかのぼる各時代の歴史的な遺跡・史跡を今にとどめると同時に、天山から佐賀平野を経て有明海にいたる市域には多くの緑があふれ、春の桜、初夏のホテルなど自然の名所も多いこと。それらが相まって「九州の小京都」とも称される独特の情緒豊かな文化的雰囲気を醸し出していることが、小城市の大きな特徴にして財産であること。このことは、市民会議や本審議会はもとより、小城市民全体の共通認識であると言えます。小城市の将来像を尋ねたアンケート調査では「市民アンケート」と「中学生アンケート」の双方において、いずれも「自然」が1位に挙げられています。また「市民アンケート」の7位に「歴史」が、「中学生アンケート」でも7位に「歴史」が、8位に「文化」が挙げられています。市民会議から提示された「歴史・文化・自然を再発見し、未来へ引き継ぐ財産を創造するまち」という素案には、これまで伝統的に守り育てられてきた歴史・自然・文化をたんに受け継ぐだけにとどまらず、現代を生きるわれわれの世代自身もまた新たな伝統を産み出していこうという意気込みが感じられます。そうした市民会議の意図を汲み取りつつも、しかし本

審議会では、スローガン自体はよりシンプルに「歴史、文化と歩いていく」と記し、「歩いていく」という進行形の言い回しに、遺産や伝統の継承発展のニュアンスを込めました。また、市民と中学生の両アンケートで「小城市の自然をぜひ将来へ引き継ぎたい」との想いが示されていることを受けて「自然豊かなまち」という表現で本市の将来像を提起しました。かくして「歴史、文化と歩いていく自然豊かなまち」という要略された素朴なスローガンに決着しましたが、小城市の誇るべき歴史・文化・自然を、今後どのように継承・発展し、保存・活用していくべきかにかんしては、次の「基本計画」策定の段階において、市民会議ならびに本審議会でもいっそう議論を深め、さらに具体的な方向性が示されるものと思われます。

政策4 健康・スポーツ

つぎに、政策4「健康・スポーツ」については「みんなが健やかでスポーツに親しめるまち」と致しました。市民会議から示された原案は「みんながスポーツに親しめるまち」でした。市民会議の提案をほぼ踏襲しつつ、スポーツを行なうために（も）まずは心身ともに健康であることが大前提であることや、かならずしも市民全員がスポーツをするわけではないこと（さまざまな事情でスポーツをしない／できない人もいること）などを勘案し、みんなが「健やかで」という文言を付加しました。まずは市民それぞれが健やかであって、そのうえで健康の維持・促進のためにスポーツに（も）親しめる環境を整えたいものです。総合計画策定に先立つ「住民アンケート」では、「日常生活で暮らしにくいと感じるところは？」という質問項目において、3位に「スポーツ・レジャー施設や文化施設が不十分」という回答が挙がっています。スポーツできる環境づくりを考える場合には、むろん安価に利用できる競技場や体育館などの設置も望めますが、お金をかけずに身一つでも行なえるウォーキングなどができる安全で快適な一加えて四季の移ろいなども感じられる一広場や散策路もあるほうが良いですし、また、スポーツに従事できるほどの余暇時間の確保も求められます（裏返せば、長時間労働で日々あくせくさせられていては、スポーツで汗を流すことは難しいでしょう）。この点で、住環境や自然・歴史・文化、産業・雇用などの各分野とも相互に関連しあう分野であるといえます。

政策5 高齢者・福祉

さらに、政策5「高齢者・福祉」については「みんなでささえあうやさしい福祉のまち」と致しました。市民会議から示された原案は「みんなでささえあい心つながるやさしいまち」でした。ここでも、市民会議の提案を基本的に活かしつつ、市民会議案の「心つながる」は「みんなでささえあう」という言葉にふくめ入れ、高齢者ならびに病気や障がいをもつ人に対する福祉施策の維持・充実が課題であることをより明確化するために「福祉」という言葉を書き加えました。近時では、福祉や防災などにかんして〈自助〉

〈共助〉〈公助〉のベスト・ミックスが理想とされます。すなわち、市民各自がみずからの努力によって生活の安定や幸福を追求する〈自助〉の要素、地域社会やN G O等において市民どうしが民間レベルで相互扶助を行なう〈共助〉の要素、そして、国や地方の行政をはじめ公的機関が支援する〈公助〉の要素、これらの諸要素のバランスがうまくい具合に組み合わさって個々人の福祉や安全が確保される状態です。本政策における「みんなでささえあう」というスローガンにおいても、市役所による福祉施策の推進はもとより、身近なところで困っている人や弱っている人に対して市民ひとりひとりが手を差しのべようとする雰囲気づくり（教育・啓発）も想定されています。審議会の討議では、行政からも地域からも支援を受けられずに取り残されてしまうなど「福祉施策から取りこぼされる人たちを生まない」配慮が強く要請されることについても話し合われたことを、とくに申し添えます。

政策6 子育て・教育

つづいて、政策6「子育て・教育」については「子どもが自分らしく笑顔で育っていけるまち」と致しました。市民会議から示された原案は「子どもが躍動する笑顔（ゆたかな表情）のまち」でした。次世代を担う子どもたちが生き活きと学んだり遊んだりし、はつらつとした笑顔で駆け回っていれば、それだけで街は明るくなり活気にあふれてきます。この意味で、市民会議の皆さんが「躍動」という言葉に込められたであろう「元気で活発な子どもたち」の在り方に十分な意を払いつつ、本審議会では、上記の政策5「高齢者・福祉」においても考慮した「取りこぼされる人を生まない」という観点から、かならずしも元気いっぱいな笑顔だけが子どもらしい笑顔ではなく、それぞれの子どもたちの個性に応じて（たとえば、積極的な子もちょっと引っ込み思案な子も、身体を動かすのが好きな子も部屋で絵を描いたり本を読んだりするのが好きな子も）おのおのにその子なりの笑顔で幸せであってくればよいこと。また、病気や障がい、そのほかの事情によって活発に動き回ることが困難な子どもたちもあり、そういった子どもたちへの目配りも欠かすべきではないこと。こうした諸点を勘案し、それぞれの子どもたちが「自分らしい笑顔」で成長していける街を目指したいとの意図を込めて「子どもたちが自分らしく笑顔で育っていけるまち」というスローガンに決しました。なお、このスローガンでは「子どもが」というように子どもを主語に置きましたが、そこには「自分らしい笑顔を見せる子どもを育てていけるまち」という含意も込められています。子どもたちが笑顔であるためには、まずもって父親や母親（そのほかの養育者・教育者など）が笑顔である必要があります。かくして、子育て支援や教育施策のますますの改善・拡充も望まれるところです。

政策7 産業・雇用

つぎに、政策7「産業・雇用」については「地域の資源を活かし、企業も市民も元気

なまち」に致しました。市民会議から示された原案は「企業も市民も元気（骨太）なまち」でした。今後 10 年を見通そうとするなかでの小城市の産業振興の在り方については、本審議会のメンバー間で種々の多様な議論が交わされました。前回の第 1 次総合計画においても、企業誘致・雇用創出は大きな政策課題になっています。また、今次の総合計画策定に向けた「住民アンケート調査」でも、「日常生活で暮らしにくいと感じるところは？」という質問項目において、「市内で働くことのできるような職場が少ない」という回答がトップに挙がっています。これらの観点から、今次の総合計画においても、よりいっそうの企業誘致・雇用創出が必要だという見方も成り立ちえます。市民会議のなかでも、企業や工場を市内に招致するとともに、昨今注目されている農林水産業の「6 次産業化」も念頭に置きつつ地元特産品の販路拡大を図ることなどを通して、市内に雇用の場を確保することが話し合われ、前記の原案がまとめられたようです。しかしながら、日本経済一さらにはグローバルな規模で先進国経済そのものの一において今や低成長が常態化するなかで、旧来どおりの産業振興策がはたして有効かつ適切であるのかどうか。経済振興を要求する声がある一方で、上記のように一般市民と中学生の双方がアンケートで「自然」こそが小城市のアピール・ポイントであると回答しており、それは、場合によっては山林を切り開いて工場などを建設する可能性もある企業誘致策とは整合しえないのではないかと。また、小城市としては、先述の県内各地へ伸びる交通網の整備とも相まって、雇用の場は市外に確保してそこへ通勤することを前提に、小城市は仕事から帰って疲れた身体を休めるとともに、家族といっしょに過ごすための場として、居住（家庭生活）に比重を置いた街づくりを目指すのも一案ではないか……などなど、さまざまな意見が審議会では提起されました。事務局（企画課）からは、仮に大規模な工場（工業団地）を建設したとしても、相当な高水準で工場生産の機械化や I T 化が進んでいる現状では、たいした雇用促進効果は見込めないかもしれない、という重要な指摘もありました。以上のような（もしかすると相矛盾する方向性をもっているかもしれない）もろもろの見方を踏まえつつ、本審議会としては、第一次・第二次・第三次の各産業の経営体ならびに、そこで働く人びとが、何はともあれ生き生きと「元気」であるべきだという一致点から、市民会議の原案である「企業も市民も元気なまち」に立ち返って、これを採用することに決しました。さらに、江里口秀次市長が、牛津保健福祉センター「アイル」の温泉を活用した「資源磨き」の構想を提唱されていることを踏まえ、前段に「地域の資源を活かし」という文言を付加しました。この場合の「資源」としては、本市が誇るべきいろいろな特産品のほか、先述した豊かな自然・歴史・文化をふくめたハード／ソフト両面の各種資源。加えて、市内外で活躍している有為な人材やそうした人びとのネットワークといった人的資源なども想定されます。そうしたさまざまな「資源」を積極的かつ有効的に発掘・活用すること（広義の「資源磨き」）が、小城市にさらなる活力（元気）を与えるものと考えます。

政策8 地域活性化

ついで、政策8「地域活性化」については「幅広い交流を深め、にぎわいのあるまち」と致しました。市民会議から示された原案は「交流で元気になるまち」でした。平成17年に旧4町（小城町・三日月町・牛津町・芦刈町）の合併によって発足した小城市は、今年（平成27年）3月「市制10周年」を迎えました。前回の第1次総合計画は、その主題「薫風新都」が示すように、この新市誕生を受けて策定されたものであり、第1次計画の重要課題の一つは、旧4町がまとまって一つの市（小城市）として融和的に統合することであったと思われます。合併から10年が経過し、この統合はずいぶん進展していると評価される反面、残念ながら（小城市全体の利害よりも、旧町の利害を優先してしまう）旧町意識が完全に払拭されたとは言いがたいのが現状のようです。市民会議の原案にも「4町ではなく市が一つに／4つの輪／4つの力を1つに合わせ、老いも若きも元気になるまち」という注記が付されていました。本審議会としても、旧町意識から脱却して小城市としての一体化をさらに深化させるべく、旧4町のあいだの地域交流をいっそう活発化させる必要性を確認いたしました。しかしながら同時に、すでに市制10周年を迎えて第2次となる今次の総合計画においては、ある意味で旧態依然として進歩の感じられない「旧4町間の交流」を掲げるだけにはとどまらず、次の段階に進もうとする積極的なメッセージを盛り込むべきだ、という点でも意見の一致を見ました。以上から、本審議会が提案する「幅広い交流」とは、市内における（旧4町間をふくめた）交流のみならず、より広域に市外との（海外をもふくめた！）交流の推進を想定したものになっています。市内外との広範で多様な交流機会を生みだすなかで小城市が「にぎわいのあるまち」となることは、観光面・産業面に波及効果をもつことはもちろん、さまざまな人びとの出会いをつうじて子どもたちの視野を拓けるなど教育面でのメリットなどもおおいに期待されます。

政策9 観光・広報

さらに、政策9「観光・広報」については「市民みんなが観光ガイド！ひとがひとを呼ぶまち」と致しました。ここでは、市民会議から示された原案をそのまま採用いたしました。前段の「市民みんなが観光ガイド！」というフレーズは、非常に印象的でキャッチーであるとともに、市民ひとりひとりが小城市への訪問客をもてなし、本市の魅力を売りこんでいこうという市民主体的な性格をよく表現しています。また、後段の「ひとがひとを呼ぶまち」は、前記の地域活性化における「幅広い交流を深め、にぎわいのあるまち」というスローガンともたがいに呼応しあっています。「市民みんなが観光ガイド」となりうるためには、まずなによりも市民みずからが、自分たちが暮らしている小城市の魅力（アピール・ポイント）を「知り、見つけ、学び、教えあう」という学習・発見・教育の機会を創出することも必須の条件になります。

政策 10 安全・安心

さいごに、政策 10「安全・安心」については「ひとりひとりの力を合わせて防犯・防災、安心して暮らせるまち」と致しました。市民会議からは「1人1人の力で（1人1人が自発的に）市民生活を守れるまち」「みんなで創る！安心・安全に暮らせるまち」などの原案が示され、欄外に「1人1人が責任を持つ」という注記がなされていました。これからの防災・防犯対策を考えるうえでは、市民各自が、危険箇所を認識する、登下校時に子どもの「見守り」活動などを励行する、また、災害発生時の避難ルートを確認する、非常食を常備する……などなど「個々人における自覚や準備が重要である」という市民会議の問題意識については、本審議会としても共鳴するところでした。ただし他面で、あまりに個人の備えを強調しすぎるあまり、本来は行政や地域による支援が（も）必要となる部分までが「自己責任」の名のもとに各人の負担とされてしまう恐れもないか、という危惧の念も示されました。ここでもまた、個人がみずから安全や福祉の確保に努める「自助」を押しうながしつつも、同時に、行政が施策によってサポートしたり地域住民が相互扶助したりする「公助」「共助」の部門にも、それぞれにふさわしい役割が要請されます。かくして本審議会としては、市民会議の原案に倣いつつも、個々人の責任が強調される嫌いのある「1人1人」という表記を「ひとりひとり」というように平仮名に開いて若干ニュアンスを弱めるとともに、そこに「力を合わせて」という文言を加えることによって「公助」「共助」の意味合いを持たせることに致しました。これからの安全安心のためには、平成23年3月11日の東日本大震災などの教訓を踏まえ、市民ひとりひとりが平生から自覚的な準備を怠らないことがよりいっそう必要となりますが、他面で、災害や犯罪のリスクある危険箇所のリストアップ（ハザードマップの作成）や当該箇所への諸対策、災害発生時の避難場所や広域連携の確保といった行政的施策、地区単位での防災訓練や地区内の「災害弱者」の把握、緊急時の相互救援など地域的協力もまた、引きつづき重要であることは論を俟ちません。

（3）目指す将来像「誇郷幸輝」について

上述の「10の政策スローガン」にかんする論議を経たのちに、本審議会では、第2次総合計画のメイン・タイトルともいうべき「目指す将来像」の検討に取りかかりました。2回の会議にわたり、うち1回は予定された時間を大幅に超過して夜遅い時間までに及ぶなかで、審議委員間で熱を帯びた議論が交わされました。

その結果、本審議会では「誇郷幸輝～みんなの笑顔が輝き、幸せを感じるふるさと小城市～」を目指す将来像とすることに決しました。

審議のプロセスでは、まず、委員各個人の私案を持ち寄りました。「子供からお年寄りまで、皆が地域に愛着を持ち、笑顔があふれて、他の地域からも多くの人が誇れるまち」「みんなの笑顔で繋ぐ輝く小城市」「風薫る～住みたいまち！小城市」「ともにほぐみ実らせる、だれもが幸せを感じる小城市」「天山から有明海へ、小城の宝がまちの輝く

未来をつくり出す」「県央光輝、みんなが誇れるふるさと小城市」「みんなが輝き、心繋がる、健幸なまち小城」などなど、多彩で工夫の凝らされたアイデアが集まりました。いずれの提案も、それぞれの審議委員が、この先10年の小城市に対する気持ちを込めたものになっています。

各委員からさまざまなアイデアが示されながらも、そこに一定の共通する要素が見いだされるのは、ここでもまた市民会議の提案を考慮に入れたことによります。「10年後の小城市を漢字1文字で表してください」という問いに対して、市民会議のみなさんが、おのおのいろいろな漢字を挙げておられますが、複数の人たちが「輝」や「活」、「幸」や「安」という漢字を選んでおられました。「活き活きとして輝き、安らかに幸せを感じられるまち」というイメージが、市民会議の多くのみなさんが思いえがく小城市の将来像であると推察されました。ここから「輝」や「幸」という要素（漢字）を盛り込むことが、審議会でも共通認識となりました。

各委員の私案を総覧しつつ、審議会では、「目指す将来像」の大枠の部分と微細な部分について多角的に討議を行ないました。第1次総合計画の目指す将来像は「薫風新都～みんなでつくる・笑顔あふれる小城市～」でしたが、この形式を踏襲し、造語をふくめた四字熟語を主題として前面に出し、それに副題に当たるものを添えるのか、それとも前回計画の将来像にとらわれず、別の形式を採用するか。この点にかんしては、第1次計画との継続性をもたせるために、四字熟語の形式を引き継ぐべきだという意見。のみならず、第1次計画の「薫風新都」のうち、天山から吹きおろす緑風が有明海に達するという小城市の特徴を端的に言い当てた「薫風」の語も残すべきではないかという見解が一方にありました。他方で、将来に向けた新しい10年の総合計画であることから、前回計画の形式に拘泥せずに、むしろ別の形式を採るほうが良いとの見方を述べる委員もありました。また、この総合計画は子どもたちも読む—むしろ子どもたちにこそ読んでほしい—ものであるところ、仮に四字熟語において造語（当て字）を用いると、子どもたちが、この造語のほうを正字と誤解し、まちがって漢字（熟語）を憶えてしまう恐れはないだろうか、という懸念も示されました。さらに、たとえば「ふるさと」という言葉ひとつについても、それが与える印象や語感などを検討し、まさに室生犀星の詩のごとく「ふるさは遠きにありて思うもの」であり、本市を出て遠方で暮らす小城市出身者にはしっくりと収まる言葉かもしれないが、逆に、現に市内に住まう小城市在住者にとって「ふるさと」はピンと来ない言葉ではないかという問題提起もなされ、審議委員みなで吟味いたしました。

以上のような種々さまざまな議論を重ねた結果、本審議会としては、前記のように「誇郷幸輝～みんなの笑顔が輝き、幸せを感じるふるさと小城市～」という標語を目指す将来像とするという結論に至りました。ふるさと（故郷）の文字に「誇り」を当て、光り輝く（光輝）の文字に「幸せ」を当てました。市民会議において支持の多かった「幸」「輝」という漢字を活かしつつ、市民みんなが「ここがふるさと！」と誇れる小城市で

ありたいという本審議会の考え方を加味したものになっています。この「誇郷幸輝」というビジョンには、これから 10 年の（さらにはその先の未来における）小城市が「人びとの幸せな笑顔が輝く、誇らしいふるさと」であってほしいという市民会議と本審議会の一ひいては市民全体の一想いと願いが込められています。

（４）おわりに——基本計画の策定に向けて

昨年来、日本創成会議（座長・増田寛也元総務相）が発表した「消滅可能性都市」の自治体一覧が、大きな論議を巻き起こしております。幸いにして小城市は、「消滅可能性」のある自治体として名前は挙げられていませんが、本審議会の冒頭に示された小城市の「人口推計データ」によれば、本市にあっても将来的な人口減少は避けられない見通しです。加えて、先進諸国を中心に、従来のように、ひたすら経済成長を目指し、物質的な豊かさを追い求めてきた資本主義型の生活様式・思考様式に対する反省と再考も、静かにではありますが少しずつ始まっています。人口が減少傾向を見せる状況下では、多様性（ダイバーシティ）の理念の下、女性をはじめ、さまざまな人びとが、その持つ資質や能力を発揮して活躍できる場を得られること、さらにはそうした市民と行政がタッグを組む（市民協働）とともに、市民どうしがおたがいに連携しあうことが、街全体の活力を維持・促進するための有効策のように思われます。また、そのように市民それぞれが自己を活かせる場をもち、そのなかで誰かの役に立ち、その人から感謝されるという他者との関係性のうちに一旧来の物質的な豊かさに代わる一精神的な豊かさを感じ取りうる可能性もあると考えられます。

このたび答申する将来像「誇郷幸輝」には、人びとを幸せにする街づくりが、小城市への愛着（誇らしさ）を醸成するという見立てが示されていますが、その場合における「幸せ」の内実とは何か？については、これからの検討課題として残されています。この「幸せ」をめぐる問いについては、ひとり本審議会や市民会議のみならず、市長以下の市職員や市議会議員のみなさん、さらには小城市民のみなさんにおいて、それぞれに今後 10 年を展望しながら考えられ語りあわれるべき課題であり、そうした考究と討議の成果が、本答申の「基本構想」を肉付けする総合計画の「基本計画」策定の作業にも反映されるべきであろうと思われます。

（以上）